

政 令

刑事訴訟法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名 御璽

平成三十年三月二十二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第五十号

刑事訴訟法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令
内閣は、刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第五十四号）附則第一条第四号の規定に基づき、この政令を制定する。

刑事訴訟法等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行期日は、平成三十年六月一日とする。

法務大臣 上川 陽子
内閣総理大臣 安倍 晋三

刑事訴訟法第三百五十条の二第二項第三号の罪を定める政令をここに公布する。

御名 御璽

平成三十年三月二十二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第五十一号

刑事訴訟法第三百五十条の二第二項第三号の罪を定める政令
内閣は、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三十一号）第三百五十条の二第二項第三号の規定に基づき、この政令を制定する。

刑事訴訟法第三百五十条の二第二項第三号の財政経済関係犯罪として政令で定める罪は、第一号から第四十八号までに掲げる法律の罪又は第四十九号に掲げる罪とする。

- 一 租税に関する法律
- 二 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）
- 三 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）
- 四 農業協同組合法（昭和二十二年法律第三十二号）
- 五 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）
- 六 消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）
- 七 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）
- 八 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）
- 九 協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第八十三号）
- 十 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）
- 十一 商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）
- 十二 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）
- 十三 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）
- 十四 長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七号）
- 十五 労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）

- 十六 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第九十五号）
- 十七 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）
- 十八 預金等に係る不当契約の取締りに関する法律（昭和三十三年法律第三十六号）
- 十九 特許法（昭和三十四年法律第二十一号）
- 二十 実用新案法（昭和三十四年法律第二十三号）
- 二十一 意匠法（昭和三十四年法律第二十五号）
- 二十二 商標法（昭和三十四年法律第二十七号）
- 二十三 金融機関の合併及び転換に関する法律（昭和四十三年法律第八十六号）
- 二十四 著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）
- 二十五 特定商取引に関する法律（昭和五十一年法律第五十七号）
- 二十六 貸金業法（昭和五十六年法律第三十二号）
- 二十七 銀行法（昭和五十八年法律第五十九号）
- 二十八 半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和六十年法律第四十三号）
- 二十九 特定商品等の預託等取引契約に関する法律（昭和六十一年法律第六十二号）
- 三十 不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）
- 三十一 不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）
- 三十二 保険業法（平成七年法律第五十五号）
- 三十三 金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）
- 三十四 種苗法（平成十年法律第八十三号）
- 三十五 債権の流動化に関する法律（平成十年法律第五十五号）
- 三十六 債権管理回収業に関する特別措置法（平成十年法律第二百二十六号）
- 三十七 民事再生法（平成十一年法律第二十五号）
- 三十八 外国倒産処理手続の承認援助に関する法律（平成十二年法律第二百二十九号）
- 三十九 公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律（平成十二年法律第三百号）

- 四十 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）
- 四十一 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成十四年法律第一百号）
- 四十二 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）
- 四十三 破産法（平成十六年法律第七十五号）
- 四十四 信託業法（平成十六年法律第五十四号）
- 四十五 会社法（平成十七年法律第八十六号）
- 四十六 犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）
- 四十七 株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）
- 四十八 資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）
- 四十九 前各号に掲げる法律の罪のほか、次に掲げる罪（刑法（明治四十年法律第四十五号）の罪を除く。）

- イ 賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をした罪
- ロ 賄賂を收受させ、若しくは供与させ、又はその供与の要求若しくは約束をした罪
- ハ 不正の請託を受けて、財産上の利益を收受し、又はその要求若しくは約束をした罪
- ニ イからハまでに掲げる罪に係る賄賂又は利益を供与し、又はその申込み若しくは約束をした罪
- ホ 任務に背く行為をし、他人に財産上の損害を加えた罪又はその未遂罪

附則
この政令は、刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第五十四号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（平成三十年六月一日）から施行する。

法務大臣 上川 陽子
内閣総理大臣 安倍 晋三

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成三十年三月二十二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第五十二号

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律（昭和三十三年法律第八十一号）第三條第二項の規定に基づき、この政令を制定する。
義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令（昭和三十三年政令第百八十九号）の一部を次のように改正する。

第三條第一項の表小学校の項中「家庭教室」の下に、「外国語教室」を加える。

附則

この政令は、平成三十年四月一日から施行する。

文部科学大臣 林 芳正
内閣総理大臣 安倍 晋三

特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成三十年三月二十二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第五十三号

特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法施行令の一部を改正する

附則

内閣は、特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法（平成二十四年法律第五十二号）第二條第十号イ及び第十一号ロの規定に基づき、この政令を制定する。

特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法施行令（平成二十四年政令第百七十四号）の一部を次のように改正する。

第一條中「十一億円」を「十一億二千万円」に改める。

第二條中「八千八百六億二千二百二十万四千円」を「九千一百一億千四百一十一万八千円」に改める。

附則

この政令は、平成三十年四月一日から施行する。

国土交通大臣 石井 啓一
内閣総理大臣 安倍 晋三

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成三十年三月二十二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第五十四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令

内閣は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第六十五号）の施行に伴い、並びに同法附則第十一条及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

第一章 関係政令の整備（第一条―第十六条）

第二章 経過措置（第十七条―第十九条）

附則

第一章 関係政令の整備

第一条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の一部改正

号）の一部を次のように改正する。
目次中「第三条」を「第三条の七」に改める。

第一条の二中「第五条第二十二項」を「第五条第二十四項」に改める。

第二条の表中「高額医療合算介護サービス費の支給を除く。」及び「高額医療合算介護サービス費の支給を除く。」を削る。

第二章第一節中第三条の次に次の六条を加える。
（指定事務受託法人）

第三条の二 法第十一条の二第一項の指定は、同項各号に掲げる事務（以下「市町村等事務」という。）を行う事務所（以下「指定事務所」という。）を行う事務所（以下「指定事務所」という。）を行う。

2 法第十一条の二第二項の指定を受けようとする者は、当該指定に係る市町村等事務を行う事務所の名称及び所在地その他の厚生労働省令で定める事項を記載した申請書に、厚生労働省令で定める書類を添付して、これを当該事務所の所在地の都道府県知事に提出しなければならない。

3 都道府県知事は、前項の申請があつた場合において、次のいずれかに該当するときは、法第十一条の二第一項の指定をしてはならない。

一 申請者が、次条に規定する市町村等事務の運営に関する基準に従つて適正な市町村等事務の運営をすることができないと認められるとき。

二 申請者が、自立支援給付対象サービスマネジメント（法第十条第一項に規定する自立支援給付対象サービスマネジメント）を、第六号及び第三條の六第一項第八号において同じ。）を提供しているとき。

三 申請者が、法及び第二十二條第一項各号又は第二項各号（第十号を除く。）に掲げる法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

四 申請者が、第三條の六第一項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者であるとき。